

早めに知りたい!退職時の貸付金(償還金)の取扱いについて

経理貸付係
(082)513-4955

共済から貸付けを受けている皆さまは、給料やボーナスから「共済償還金」として控除されています。
退職時に残った償還金は退職手当から控除されます。控除に係る手続は不要です。

退職手当から控除される金額の内訳

【令和4年3月末に退職し、令和4年4月19日に退職手当支給の場合】
次の①から④の合計額が控除されます。

毎月償還分	①令和4年3月末時点の未償還元金 + ②4月分利息
ボーナス償還分	③令和3年12月末時点の未償還元金 + ④1月～4月分経過利息

退職手当から控除できない場合は

「振込依頼書」を御自宅に送付します。指定の期日までに最寄りの広島銀行から振り込んでください。

退職前に一括返済したい場合は

全額繰上償還を御利用ください。返済予定月の前月20日(20日が休日の場合は前営業日)【下記注意事項参照】までに「全額繰上償還申出書」を共済組合に提出してください。

※ 詳細はお問い合わせ、もしくはホームページを御覧ください。

全額繰上償還の 注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ● 1月返済月分の提出締切は12月13日(月)です。 ● ボーナス併用償還をしている場合、11月返済月(10月20日(水)提出締切分)については申込できません(12月ボーナス控除手続きのため)。 ● 令和3年度末(令和4年3月31日付け)で退職される方は、退職手当からの控除手続の関係上、最終締切日は令和4年1月20日(木)となります。 ● 住宅貸付け等で、所得税に係る住宅借入金等特別控除の適用を受けている場合、繰上償還を行うと特別控除の対象から外れますので御注意ください。 (住宅借入金等特別控除については、所轄の税務署にお問い合わせください。)
-----------------	--

今年度2回目の一部繰上償還の申込みは12月13日(月)必着です

経理貸付係
(082)513-4955

一部繰上償還は年2回のみ受け付けています。

※ 詳細はお問い合わせ、もしくはホームページまたは福利ひろしま6月号を御参照ください。

